

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年2月19日

支出負担行為担当官

気象研究所長 隈 健一

1 当該招請の主旨

本業務は、当所が実施する放射能調査研究費「人工放射性核種のバックグラウンド大気監視と数値解析に関する研究」において、群馬県の榛名山榛名富士山頂付近で降水試料の採取及びエアロゾル観測を行うものである。本業務について、下記の応募要件を満たし、実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。本公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者が無い場合にあつては、法人等（以下「特定法人等」）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がある場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う（または、「特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する」）予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

降水試料サンプリング（榛名山）委託

(2) 業務内容

榛名山（群馬県高崎市榛名湖町字富士山国有林285林班イ5小班降水試料サンプリング及びエアロゾルの観測施設）における観測に関わる現地での事前準備、降水試料採取、エアロゾル観測データの収集等及び、観測環境の維持、それらに付随する業務を委託する。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）

3 業務目的

放射能調査研究「人工放射性核種のバックグラウンド大気監視と数値解析に関する研究」において、大気降下物試料に含有される人工放射性核種の長期連続観測を群馬県の榛名山榛名富士において実施しているが、平成31年度も継続実施する。本調査研究を効率的に実施するため、現地での業務、すなわち、降水試料の採取、エアロゾル観測データの収集及び、それらに付随する業務を委託することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当し

ないものであること。

- ② 平成 28・29・30 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 5.（3）の参加意思確認書提出期限までに、平成 31・32・33 年度に有効となる競争参加資格申請を行っていること。
- ④ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

本業務の技術管理と品質管理については、専門性を必要とすることから、下記の施設と知識を有すること。

- ① 観測に必要な電源、試料採取用水盤、観測小屋などの観測機器の設置場所を群馬県の榛名山に確保出来ること。
- ② 本業務に必要な環境中の放射性物質に関する低バックグラウンド分析についての知識を有すること。

（3）中立性・公平性に関する要件

本観測試料は国の原子力安全政策や気象研究所の研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（4）守秘性に関する要件

- ① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- ③ 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

5 手続き等

（1）担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課 調査官 尾瀬 三千代

電話 029-853-8560 F A X 029-853-8571

- ② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所予報研究部 第四研究室長 財前 祐二

電話 029-853-8702 F A X 029-855-6936

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成31年2月19日(火)から平成31年3月11日(月)まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成31年3月12日(火) 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

④ 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

- ⑤ 本調達は、平成31年度歳出予算移替等承認通知書の受領確認を条件とする。
- ⑥ 詳細は説明書による。